

今月はシリーズで「老老相続」の問題についてその対処法などを解説しています。第4回目は、過去に行った相続対策の見直しについて具体的な対策を解説します。今回が老老相続についてのシリーズ最終回となります。

昨今の相続相談における推定被相続人の年齢は75歳以上で、「生涯独身」、「結婚しても子がいない」、「子はいるが障害があったり、遠方に居住して頼りにできない」など、おひとり様又はその予備軍の人も少なくありません。

そのような高齢者は相続税の節税よりも、残された人生を如何に有意義に過ごすか、また、健康な高齢者がいる一方、要介護等は増加していて、日常生活において老老介護や死後自分の財産を有効に活用するための具体的な方法など悩みは尽きません。

相続対策の効果の多くは、相続開始後に確定します。そのため、相続対策を実行した後において、以下のような事情により相続対策の見直しが必要となることがあります。

1. 税制改正

税制等は毎年改正され、相続税対策を実行したときに期待された税制の効果が減殺されていることがあります。

例えば、令和5年に財産評価基本通達改正され、マンションの相続税評価額の見直しが行われました。その結果、都心のタワーマンションは改正前の相続税評価額よりも2倍以上となっているものも珍しくありません。また、暦年贈与による生前贈与加算の対象期間を3年から7年に延長するなどの改正も行われています。

一方、平成30年の民法改正を受けて「配偶者居住権」が創設されたことから、配偶者は配偶者居住権を取得することで、配偶者居住権が所有権より低い評価額になるため、配偶者が居住建物に住み続ける権利のほか、預貯金を相続して老後の生活を安定されることなどが可能となります。

そのため、税制改正に対応して相続対策を見直す必要が生じることがあります。

2. 家族構成の異動

相続対策を実行したときの家族構成が異動することがあります。

例えば、年齢が上の夫が先に亡くなるという想定のもとに、相続対策を実行していたら、妻や子が先に亡くなってしまふこともあります。また、養子縁組によって相続の順位に変動が生じることもあります。

そのような場合に、誰に何を相続させるのか、再度検討し相続対策を見直すことが必要となります。

具体的には、先に作成した遺言書がある場合には、遺言書の撤回とあらたな遺言書の作成が必要となります。この場合に、遺言者の遺言能力の有無について後日問題とならないよう細心の注意を払わなければなりません。

3. 心情の変化

相続させたいと考えていた子などとの関係が悪化して他の者に相続させようと考えが変わることもあります。また、相続させる割合や特定の相続財産を相続させる人を変更したいと考えることもあります。

そのような場合には、遺言能力があれば、遺言書の書き換えなどによって心情の変化に対応させることができます。

4. 経済状況の変動

高齢になってリスクの高い商品で運用することは少ないと思いますが、日本経済の変動によって財産が大きく目減りすることも予想されます。また、自然災害などによって建物などが毀損することもあります。

そのような場合に、相続人間の相続させる割合に変動が生じることになることから、必要に応じ相続対策の見直しを行うことも考えられます。

5. 意思無能力者の税務申告

意思無能力者の税務申告については、確定申告を期限内に行わなければ、延滞税や無申告加算税が課税されてしまうため、仮に意思無能力者の意思に基づかず親族などによって確定申告が行われたとしても、法的には事務管理（民法697）として正当化され、適法な申告として取扱われているようです。しかし、新たな相続対策については、意思能力がない場合には、実行することはできなくなります。

民法697条（事務管理）

義務なく他人のために事務の管理を始めた者（以下この章において「管理者」という。）は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理（以下「事務管理」という。）をしなければならない。

2 管理者は、本人の意思を知っているとき、又はこれを推知することができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない。

（文責： 山本和義）